

日中一時支援事業あすなろ重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛和会
- (2) 法人所在地 豊中市寺内一丁目1番10号
- (3) 電話・FAX番号 06-6866-2941 FAX 06-6866-2950
- (4) 代表者氏名 理事長 高岡 秀幸
- (5) 法人設立日 平成14年 1月 10日

2. 利用施設の概要

- (1) 施設名 日中一時支援事業 あすなろ
- (2) 所在地 豊中市寺内一丁目1番10号
- (3) 電話・FAX番号 06-6866-4830 FAX 06-6866-4830
- (4) 管理者氏名 管理者 河田 一樹
- (5) 運営方針

この事業は障がいのある中高校生等が下校後に活動する場や障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族等の一時的な休息等のために、日中において見守りや社会に適応するための日常的な支援を行います。

- (6) 開設年月日 平成18年10月 1日
- (7) 利用定員 月曜日～金曜日 18名
土曜日・日曜日 10名
- (8) 利用対象者 市町村より地域生活支援事業受給者証の日中一時支援事業の支給量が支給されている障がい児、障がい者
- (9) サービスを提供する対象地域 日中一時支援事業の指定を受けている市町村
豊中市、吹田市、箕面市

*上記地域以外の方は、ご利用できませんのでお住まいの市町村にご相談下さい。

- (10) 職員体制 利用される障がい児や障がい者の日中活動や食事介助、排泄介助等の体制が取れる職員数。
- (11) 職員資格 社会福祉士や社会福祉主事、看護職員、介護福祉士、ヘルパー資格所持者等と資格は無いが介護経験があり管理者が認めた者。
- (12) 事業の実施場所 障がい者施設あすなろの短期入所施設空きスペースを利用する。
尚、空きスペースには、食堂兼談話室や活動スペース、便所等の生活スペースがあります。
- (13) 営業日 4月1日～3月31日 (但し、12月31日から1月3日までは休みとする)

3. サービス内容

- ①レクリエーション等 利用者様の状況に合わせたレクリエーションや創作活動等の日中活動を提供します。
- ②介護内容 日中活動の他、食事介助や排泄介助等の支援を行います。
- ③健康管理 健康把握の為に必要に応じてバイタルチェック等を行い健康の管理をします。
体調不良等が発生した場合は併設する特別養護老人ホーム豊中あいわ苑内診療所で診療を受けることができます。

- ④ 食事 管理栄養士が作成した献立による食事を希望者に提供します。
- ⑤ おやつ おやつ時間に利用されている方に提供します。
- ⑥ 生活相談 利用者及びその家族の方を対象に生活相談をお受けします。
- ⑦ 送迎 必要に応じて有料にて送迎サービスを提供します。
- 送迎サービスは、自宅から施設へ、施設から自宅へとなります。
- その他、食事介助や排泄、着替え等、利用者の心身の能力を最大限に活用した支援を行います。

4. 日課表

日 課	時 間	内 容
利用開始時間	9:00～	利用手続き(利用者証の提示等)
余暇時間	9:00～11:45	テレビ視聴、音楽鑑賞、ゲーム、創作活動等
昼 食	12:00～	利用者全員で食事を致します。
余暇時間	13:00～14:45	テレビ視聴、音楽鑑賞、ゲーム、創作活動等
おやつ	15:00～	まんじゅう、ゼリー、ようかん、プリンなど
余暇時間	15:30～17:00	テレビ視聴、音楽鑑賞、ゲーム、創作活動等
夕 食	18:00～19:00	利用者全員で食事を致します。
利用終了時間	～19:30	退所手続き(忘れ物のないように)

5. 利用料金

お支払いいただく利用料は、次の通りです。

- (1) 市町村が定めた利用料金を負担していただきます。

- ・4時間未満……………300円
- ・4時間から8時間未満…400円
- ・8時間以上……………600円

*生活保護や低所得の方は、利用料金の負担軽減が適応されます。各市町村に確認して下さい。

- (2) 事業者が定めた日中一時支援事業利用料外サービス利用料金

- ・光熱水費……………日中利用52円/1回
- ・日用品費……………日中利用52円/1回
- ・食費……………昼食640円、間食(おやつ)100円、夕食590円
- ・文書代……………200円
- ・コピー代……………20円
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。(衣類、おむつ代等)
- ・延長代……………やむを得ない事情で延長する場合(21時迄) 30分/500円
- ・送 迎 費…送迎実施地域は、豊中市内及び近隣吹田市エリア

事業所の実施地域内(豊中市内)	2,000円
事業所の実施地域以外から5キロメートル未満は片道1回あたり	2,500円
事業所の実施地域以外から5キロメートル以上は片道1回あたり	3,000円

- (3) サービスの利用取り消し(キャンセル料)について

ご利用者がサービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は利用予定日の前日の午後5時までにお申し出下さい。尚、前日午後5時以降のお申し出の場合、下記のキャンセル料を頂く場合があります。

- ① キャンセル料 食材料費の実費相当額(利用時間帯に応じて)
(* 昼食:460円 おやつ:70円 * 夕食:420円)

(4) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求を致しますので、26日までにお支払い下さい。

事業者は、利用者の方から利用料金の支払いを受けたときは、利用者の方に領収書を発行致します。但し、銀行振り込みの場合は、振り込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収証を発行致します。お支払い方法は、自動口座引き落とし、現金窓口払い、銀行振り込みの3通りの中から契約の際に選べます。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

各市町村の障がい福祉課等へ申し出を行い、日中一時支援事業の利用者証の発行を依頼して下さい。当施設とは、利用者証の発行後、日中一時支援事業に関わる重要事項の説明の上に契約を結びサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の方のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日時について当施設職員に事前にご相談下さい。但し、次の事由に該当する場合には文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- ・当施設が正当な理由がなくサービスを提供しない場合。
- ・当施設が守秘義務に違反した場合。
- ・当施設が利用者、その家族の方に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ・当法人が破産した場合。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

利用者の方に対して適切なサービスを提供することが困難な場合等のやむをえない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。但し、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- ・利用者又はその扶養義務者の方がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催促したにも関わらず、その期限までにサービス利用料金の支払いをしない場合。
- ・利用者の方が正当な理由がなくサービスの中止をたびたび繰り返した場合。
- ・利用者や家族の方が当施設や当施設サービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの不信任行為を行ったと認める場合。
- ・天災、災害その他やむをえない理由により施設を利用することができない場合。

③ その他の終了

- ・利用者の方が市外に転出又はお亡くなりになった場合。
- ・利用者の方が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律適用施設等に入所が決定した場合。
- ・医療機関等への入院等により3ヶ月以上継続して事業を利用しなかった場合。
- ・市町村に虚偽の申し込み又は不正行為によって利用決定を受けた場合。
- ・その他、市町村や施設が事業を提供することが不適当と認めた場合。

7. 日中一時支援事業の特徴等

(1) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の配置	あり	同性介助を行います。
時間延長の可否	あり	利用時間に応じてある場合もあります。
従業員への研修の実施	あり	毎月1回程度研修を実施します。
サービスマニュアルの作成	あり	

(注) 事業の終了時間は、19時30分となっておりますので厳守をお願いします。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

送迎時間の連絡	送迎時間変更の連絡は前日の午後5時までをお願いします。
医療的ケアの必要な方	医師の診断書が必要となります。
体調の確認	毎朝又は利用時間前に、ご家庭で体調のチェックをお願い致します。
体調不良等によるサービスの中止・変更	体調不良等でやむをえず施設利用をされない場合には、早急にご連絡ください。
食事のキャンセル	体調不良等でやむをえず食事サービスを利用されない場合には、早急にご連絡ください。
飲酒・喫煙	館内は、禁酒・禁煙です。ご協力をお願いします。
金銭・貴重品の管理	原則的には利用者又は家族の方でお願いします。
設備、器具の利用	設備・器具のご利用にあたっては、指導員の指示に従ってご利用願います。故意に壊した場合は、弁償していただきます。
宗教活動	施設内では、できません。
ペット	施設内には、持ち込めません。

(3) 次に該当される方は、サービスの利用を受けることができないのでご注意ください。

- ① 疾病等により、医療機関に入院して治療を受ける必要がある利用者。
- ② 伝染病にかかっているか、又はかかっているおそれのある利用者。
- ③ 他の利用者に著しい迷惑を及ぼすおそれがある利用者。
- ④ その他、市町村や施設が不適当と認めた利用者。

8. 緊急時の対応方法

1. サービスの提供中に体調の変化等があった場合は、併設する特別養護老人ホーム豊中あいわ苑内診療所で診療を受けることができます。

又た、症状により協力医療機関や地域の医院などで診察することができます。

2. サービス利用中に、ご利用者様同士のトラブル等で血液を伴う怪我をされた場合は、血液検査を行う場合があります。

医療機関の受診を行った際には、ご家族の方へ連絡を行います。

※当施設の賠償保険：三井住友海上火災保険株式会社 保険内容：福祉事業者総合賠償責任保障

・協力医療機関名

医療機関名	住 所	電話番号
医療法人善正会 上田病院	豊中市庄内幸町4-28-12	06-6334-0831
医療法人愛仁会 千船病院	おおさかしにしよどがわくふくまち 大阪市西淀川区福町3-2-9	06-6471-9541
医療法人愛仁会 井上病院	すいたしえ きちょう 吹田市江の木町16-17	06-6385-8651

9. 非常災害対策

・非常時の対応

指導員等の指示に従っての行動をお願い致します。

・防災設備

消防法により規程されている防災設備を設置しております。

・防災訓練

消防法による年2回の定期防災訓練を実施します。

・防火計画

消防署への届け出日：令和4年4月1日

・防火管理者

中川 仁

※当施設の賠償保険：三井住友海上火災保険株式会社 保険内容：福祉事業者総合賠償責任保障

10. 施設利用者様の個人情報保護について

個人情報の利用目的について

当施設では、利用者様の個人情報を下記の目的で利用させていただいております。

これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて利用者様から同意を頂くことにしています。

① 日中一時支援 サービスの提供

・当施設での日中一時支援サービスの提供

・当該利用者に日中一時支援サービスを提供する他のサービス事業者や居宅介護支援事業所やグループホーム等との連携

・その他の業務委託

・家族等への心身の状況説明

② 日中一時支援事業補助費請求等のための事務

・当施設での日中一時支援事業補助費等に関する事務及びその委託

・各市町村への日中一時支援事業補助費等請求書の提出

・各市町村からの日中一時支援事業補助費請求等に関する利用者状況の確認等の照会・回答

・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

・利用者証に関する行政機関による利用者の確認及び照会・回答

③ 当施設の管理運営業務

・会計・経理

・事故等の報告

・当該利用者のサービスの向上

・入退所等の管理

・その他、当施設の管理運営業務に関する利用

④ その他

・業務の維持改善のための基礎資料

・当施設内において行われる介護技術実習への協力

・日中一時支援サービスの質の向上を目的とした施設内外での事例研究

・行政機関等による外部監査機関への情報提供

・公費受給者に関し行政機関等への利用者状況の確認や照会

11. 虐待防止

事業者は、障がい者虐待防止法に則り、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者は管理者とします。
- ② 障害者虐待防止法に則り職員の人権意識・知識や技術の向上に努めます。
- ③ 倫理綱領・行動規範等を作成掲示し職員に周知徹底します。
- ④ 研修を通して、職員の人権意識の高揚及び職員の知識や技術の向上を図ります。
- ⑤ 個別支援計画の作成等適切な支援の実施をします。
- ⑥ 職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備を行います。
- ⑦ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員へ周知徹底します。

豊中市障害者虐待防止センター 電話 06-6863-7060 FAX 06-6863-7063

12. 身体拘束防止について

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について、職員へ周知徹底します。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を作成し、職員に周知徹底します。
- ③ 職員に対する身体拘束等の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画等)を行い、研修を通して、職員の人権意識の高揚及び職員の知識や技術の向上に努め

13. 差別防止について

事業者は、障害者差別解消法に則り、障がいを理由として不当な差別的取り扱い等の防止や合理的配慮を提供するために次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 差別防止に関する責任者を管理者とします。
- ② 職員に対する差別の防止及び合理的配慮についての考え方を啓発・普及する為の研修(研修方法や研修計画等)を行い、職員の人権意識の高揚及び職員の知識や技術向
- ③ 倫理綱領・行動規範を掲示し職員に周知徹底します。

豊中市障害福祉課 電話 06-6858-2229 FAX 06-6858-1122

14. サービス内容に関する苦情

- ① 当センターご利用者相談・苦情窓口

窓口担当者 管理者 電話 06-6866-4830

解決責任者	管理者	電話	06-6866-4830
第三者委員	安藤 忠	電話	078-581-7909
第三者委員	迎 和明	電話	090-5159-6428

- ② 豊中市の苦情窓口

豊中市障害福祉課 電話 06-6858-2229 FAX 06-6858-1122

豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会

電話 06-6858-2815 FAX 06-6854-4344

すいたし くじょうまどぐち
吹田市の苦情窓口
すいたししょうがいふくしか
吹田市障害福祉課

でんわ
電話 06-6384-1348

FAX 06-6385-1031

みのおし くじょうまどぐち
箕面市の苦情窓口
みのおしけんこうふくし
箕面市健康福祉部 総合保健福祉センター

でんわ
電話 072-727-9514

FAX 072-727-3539

③ おおさかふ くじょうまどぐち
大阪府の苦情窓口
おおさかふしやかい ふくしきょうぎかい えいぎょうてきせい かいいんかいじむきょく
大阪府社会福祉協議会 営業適正化委員会事務局

でんわ
電話 06-6191-3130

FAX 06-6191-5660

* 2階及び4階の事務所前にご意見箱を設置しています。

15. 第三者評価の実施状況

【実施日: 2017年 3月 10日】 【評価機関名: 大阪府社会福祉協議会】
【結果の開示状況: 福祉サービス第三者評価結果一覧にて開示】

16. 当施設の概要

めいしょう ほうじんしゅべつ
名称・法人種別

しゃかいふくしほうじん あいわかい
社会福祉法人 愛和会

だいひょうしゃやくしよく しめい
代表者役職・氏名

りじちよう たかおか ひでゆき
理事長 高岡 秀幸

ほんぶしよざいち でんわばんごう
本部所在地・電話番号

おおさかふとよなかしてらうち ちようめ ばんごう
大阪府豊中市寺内1丁目1番10号

06-6866-2941

ほうじん じぎょうないよう
法人の事業内容

たき うがたじぎょうしよ しゅうろうけいぞくし えん がた せいかつかいご
多機能型事業所あすなろ（就労継続支援B型）（生活介護）

あすなろ（生活介護）

あすなろ（短期入所）

にちゅういち ちしえんじぎょう
日中一時支援事業あすなろ

そうだんしえんじぎょう
相談支援事業あすなろ

とくべつようごろうじん とよなか えん
特別養護老人ホーム豊中あいわ苑

とよなか えん
豊中あいわ苑デイサービスセンター

かいごろうじんほけんしせつ
介護老人保健施設きんもくせい

ケアハウス花みずき

ケアプランセンターあいわ

ほうもんかいご
訪問介護ステーションあいわ

りよくちちいきほうかつしえん
緑地地域包括支援センター

ほうもんかんご
訪問看護ステーションあいわ

ケアプランセンター あいわ豊中南

たかつき ほいくえん
高槻あいわ保育園

わたし ほんしょめん もと にっちゅうい ちじし えんじぎょう
私は、本書面に基づいて日中一時支援事業あすなろの職員()より
じょうき じゅうようじ こう せつめい う しょうにん
上記の重要事項の説明を受けたことを承認します。

せつめい び せいれき ねん がつ にち どうい ひ せいれき ねん がつ にち
説明日 西暦 年 月 日 同意日 西暦 年 月 日

サービス ていきょうかい いし び ねん がつ にち
サービス提供開始日 年 月 日

りようしや
利用者

じゅうしょ
<住所>

しめい
<氏名>

だいにんなど
代理人等

じゅうしょ
<住所>

しめい
<氏名>

ぞくがら
<続柄>

にっちゅうい ちじし えんじぎょう ていきょう さい ほんしょめん もと じゅうようじこう せつめい おこな
日中一時支援事業の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしや じぎょうしや
事業者 <事業者>

しゃかい ふくし ほうじん あい わ かい
社会福祉法人 愛和会

にっちゅうい ちじし えんじぎょう
日中一時支援事業 あすなろ

じゅう しょ
<住所>

とよな かしてらうちいちちようめ ばん ごう
豊中市寺内一丁目1番10号

せつめいしや
<説明者>

こう ふ び せいれき ねん がつ にち
交付日 西暦 年 月 日